

平成26年雇26号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第32条に係る給付制限処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）において、受給資格決定を受けた。
- (2) 請求人は、就職に当たり造園関係の仕事を希望し、そのために必要な技術・資格の取得を希望したことから、安定所長は、A高等技術専門校造園科（以下「専門校」という。）について説明し、申込書類を手交した。その際、安定所長は、請求人が自家用車を所有していないため、公共交通機関を利用する通所の可否について、予め確認した。
- (3) 請求人は専門校に合格後、安定所を訪問した際、訓練受講にあたり、専門校が遠距離であることから、移転費が支給されるのであれば、転居を検討したい旨申し出たところ、安定所長は移転費の要件等について説明し、請求人の場合は、通所時間を計測した結果、往復4時間に満たないことから支給対象にはならない旨説明した。
- (4) 平成〇年〇月〇日、請求人は専門校入校式終了後に、A公共職業安定所（以下「A安定所」という。）において、同安定所長から「これから職業訓練を受講する方へ」が配付され、中途退校した場合の給付制限等についても口頭説明を受けた。
- (5) 請求人は専門校において職業訓練を受講していたが、平成〇年〇月〇日、同

校を退校し、その旨を安定所長に報告したところ、その際、安定所長から、給付制限の可能性があることを伝えられた。

同月○日、安定所長は専門校から、「長時間通学から生じた体調不良」との理由が記された退校報告（同月○日付け）を受理した。

(6) 平成○年○月○日に基本手当の受給手続のために出頭した請求人に対し、安定所長が退校理由を聴取したところ、請求人は「当初は受講していたが、通所時間が5時間近くかかり、通所が困難であったため退校を決意。自家用車がなく、通所方法とすれば公共交通機関しかない。」と回答した。安定所長は当該退校により、1か月の給付制限処分を行うこととなる旨説明した。

同月○日、安定所長は、請求人に対し、「訓練拒否に正当な理由があると認められるとする認定基準に該当しない」として、同月○日から翌月○日まで1か月間の給付制限処分を行った（以下「本件処分」という。）。

(7) 平成○年○月○日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第32条に係る給付制限処分が妥当であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の主張は、要旨、専門校への通所時間が長時間にわたり、体調不良に陥ったことから退校を余儀なくされたものであり、正当な理由である、という

ものである。

そこで検討すると、まず、法第32条においては、自己都合による退校など、正当な理由なく公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して1か月間は、基本手当を支給しないこととされている。同条において、正当な理由とは、公共職業訓練等を受けるための転居が困難な場合などが規定されており、具体的には、行政解釈上、公共職業訓練施設に寄宿舎等の設備がなく、かつ、その地域に住宅を得ることが困難な場合や、現在の居住地において特別の収入がある場合に、転居によって生計を維持することが困難となる時などが例示されている。

(2) 請求人についてみると、上記のいずれかに該当しうる特段の事情があるとは認められないが、請求人は、長時間の通学による体調不良が退校の理由であると主張しているため、これが正当な理由として認められるか否か、以下検討する。

ア 請求人は通所に往復5時間程度かかっていたと主張するところ、本件資料からは当該事実を客観的に確認することはできないものの、安定所長の再計算によると、請求人が通所に要する時間は4時間5分程度とされており、一定程度、長時間を要するものであったことが認められる。

もっとも、不良であるとされる体調について、請求人は「頭がぼーとした状態」と述べているに過ぎず、具体的な傷病名も明らかでない上、診断書等も提出されていない。したがって、当審査会としては請求人が真に体調不良を理由として退校せざるを得なかったのか、また、当該体調不良の原因が長時間に及ぶ通所にあったのかを判断することはできず、請求人の主張を認めることは困難である。

イ 請求人は、安定所長に対し、上記理由により退校するつもりであることを予め報告したと主張するが、これを客観的に裏付ける資料はない。

仮に請求人がこのような事前の相談を行っていたとしても、平成〇年〇月〇日付け「雇用保険審査請求事件の審理のための事実確認について」や同年〇月〇日付けの「審問事項の回答について」を見る限り、専門校から提案された、退校せずに済む方法や一時欠席することで様子を見るなどの方法について一切応ずることなく退校している事実が認められることから、当審査会としては請求人が自らの自由な意思により退校したものの判断せざるを得ず、

正当な理由によるものとは認められない。

- (3) このほか、請求人は専門校への通所にあたり、事前に安定所長に対し、法第58条の規定による移転費の受給について相談したところ、誤った算定による通所時間に基づき、不支給とされたとも主張するが、事件資料からは、当該移転費の不支給が直ちに請求人の転居を困難にさせたとは認められず、請求人の退校に係る当審査会の判断は上記のとおりであるので、結論を左右しない。
- (4) なお、安定所長の当該移転費に係る教示及び事務処理については、適切さを欠いた部分があったことは事実であり、今後一層業務について注意し、その遂行に遺漏なきようにすべき旨を付言する。
- 3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第32条に係る給付制限処分は妥当であり、これを取り消すべき理由は無い。

よって主文のとおり裁決する。